

図書館と法

筑波大学図書館情報メディア系

村井麻衣子

図書館に関係する法には様々なものがある。この講義では、図書館サービスに関する法として、著作権法を中心に取り上げ、個人情報保護法・プライバシーの保護にも触れる。法の枠組みや基本的な考え方を踏まえたうえで、インターネットの普及に伴う新たな動きと今後の方向性・展望についても検討する。

- 1 図書館と法
- 2 図書館サービスと著作権法
- 3 図書館サービスと個人情報保護法・プライバシー
- 4 結びに代えて ー著作権法の現代的課題と図書館員に求められることー

1 図書館と法

■ 図書館の法的位置づけ

表現の自由（憲法 21 条）：知る権利

cf. 最判平成 17 年 7 月 14 日民集 59 卷 6 号 1569 頁 [船橋市西図書館蔵書廃棄事件]

■ 図書館の設置・運営に関わる法

図書館法、国立国会図書館法、学校図書館法、大学設置基準、身体障害者福祉法 etc.

■ 読書の推進等に関わる法

子どもの読書活動推進法、文字・活字文化振興法

■ 図書館サービスに関わる法

著作権法、個人情報保護法 etc.

2 図書館サービスと著作権

■ 著作権制度の基本的な構造

・著作権侵害の要件

- ① 依拠して
- ② 類似性を満たす範囲で
 - * 他人の著作物を利用する場合、原則として①、②は満たされる
- ③ 法定の利用行為（複製など）を行うこと

・著作権（法定の利用行為）の二つの柱

- ① 複製禁止権中心主義
- ② 公の利用行為に対する禁止権

・著作権の制限

日本…個別規定（図書館における複製、私的複製、引用 etc.）

cf. 米国…一般規定：フェア・ユース（公正な利用であれば、著作権侵害にならない）

■ 著作物を利用するときのポイント

- ① 著作権法の保護対象となる著作物か？
- ② 著作権の保護期間内か？
- ③ 著作権の範囲内の行為（法定の利用行為）か？
- ④ 著作権の制限規定に定められているか？

■ 図書館サービスと著作権

・複写サービス、国立国会図書館のデジタルアーカイブ

著作権法 31 条（図書館における複製：著作権の制限規定）

1 項： 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

1号： 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

…

2項： 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

3項： 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

cf. 東京地判平成 7.4.28 知裁集 27 卷 2 号 269 頁 [土木工学事典一審]

3 図書館サービスと個人情報保護法・プライバシー

■ 個人情報保護法における個人情報

■ 図書館の館種と適用法令

- ・ 私立大学・私立学校の図書館、私立図書館…個人情報保護法
- ・ 国立大学法人の附属図書館…独立行政法人個人情報保護法
- ・ 公立図書館・公立学校の図書館…地方公共団体の個人情報保護条例
- ・ 国立国会図書館…適用法令なし

■ 図書館におけるプライバシーの保護

4 結びに代えて —著作権法の現代的課題と図書館員に求められること—

・インターネットの普及と図書館サービス

日本の著作権法の特徴：権利…包括的（複製、公衆送信等） ←→ 制限規定…個別的

← 著作権法のバイアスの問題

日本版フェア・ユース導入の失敗

cf. 著作権法 1 条（著作権法の目的）

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

■ 主な参考文献・ウェブサイト

<図書館と法、図書館法>

- ・ 鎌水三千男『図書館と法』（日本図書館協会）
- ・ 塩見昇『新図書館法と現代の図書館』（日本図書館協会）
- ・ 永田治樹編著『図書館制度・経営論』（日本図書館協会）

<著作権法全般>

- ・ 田村善之『知的財産法』（第 5 版・有斐閣）
- ・ 田村善之『著作権法概説』（第 2 版・有斐閣）
- ・ 中山信弘『著作権法』（第 2 版・有斐閣）
- ・ 島並良＝上野達弘＝横山久芳『著作権法入門』（有斐閣）
- ・ 加戸守行『著作権法逐条講義』（6 訂新版・著作権情報センター）

<図書館と著作権法>

- ・ 黒澤節男『Q&A で学ぶ図書館の著作権基礎知識』（第 3 版・太田出版）
- ・ 日本図書館協会著作権委員会『図書館サービスと著作権』（改訂第 3 版・日本図書館協会）
- ・ 日本図書館協会障害者サービス委員会他編『障害者サービスと著作権法』（日本図書館協会）
- ・ 名和小太郎＝山本順一編『図書館と著作権』（日本図書館協会）
- ・ 山本順一『電子時代の著作権』（勉誠出版）

<著作権法に関する情報を提供するウェブサイト等>

- 文化庁－著作権 <<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>>
 - 文化庁「著作権テキスト（平成 27 年度版）」
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/h27_text.pdf>
- CRIC（著作権情報センター） <<http://www.cric.or.jp/>>
 - 黒澤節男「図書館と著作権 ケーススタディ著作権 第 3 集」（CRIC）
<<http://www.cric.or.jp/publication/pamphlet/doc/201507cs03.pdf>>

<個人情報保護法>

- 藤倉恵一『図書館のための個人情報保護ガイドブック』（日本図書館協会）
- 新保史生「図書館と個人情報保護法」情報管理 47 巻 12 号 818-827 頁（2004 年）
- 新保史生「図書館における個人情報保護とプライバシー保護の区別と対応のあり方」図書館雑誌 99 巻 8 号 504-506 頁（2005 年）
- 夏井高人=新保史生『個人情報保護条例と自治体の責務』（ぎょうせい）